

米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに関する意見書（案）

北朝鮮は、我が国の国民をはじめとする複数の国の人々を拉致し抑留し続けている。

拉致は、国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、わが国は、すべての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求している。

一方、北朝鮮は2002年、長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、その後5人の被害者が帰国を果たしたが、残る多くの被害者に関しては誠意ある説明をせず、「拉致問題は解決済み」を主張するばかりである。

米国は、1988年に北朝鮮をテロ支援国家として指定し、2004年にはその指定理由の一つとして新たに国務省国際テロ報告書に外国人拉致問題を書き込んだ。

それは、拉致解決を北朝鮮に迫る強い圧力となり、わが国国民を勇気づけ、拉致問題に毅然たる態度で臨むわが国外交を後押しするものとなっているが、米国は一部の核施設の「無能力化」などの見返りとして指定解除を行うのではないかと伝えられている。

拉致はテロであり、拉致被害者が抑留され続けている以上、テロは今も続いている。本年4月の国務省国際テロ報告書も引き続き拉致問題を明記した。

抑留されている被害者が帰ってきていないのに指定解除がなされることは、多くの日本国民を落胆させ、日米同盟に重大な影響を及ぼすことを懸念するものである。

よって、国におかれては、拉致被害者全員を一刻も早く救出するために、特に、日米関係の重大さに鑑み、米国が「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」をしないよう、最大限の外交努力を尽くされることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河	野	洋	平	殿
参議院議長	江	田	五	月	殿
内閣総理大臣	福	田	康	夫	殿
外務大臣	高	村	正	彦	殿
内閣官房長官	町	村	信	孝	殿

京都府議会議長 家元丈夫

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書（案）

外傷や脳卒中、急性心筋こうそく等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数（平成18年）は、523万件余に上る。この救急・救助の主体的役割を担う人材が救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救命措置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急措置の質の向上を協議するメディカルコントロール（MC）体制の充実、特に医師による直接の指示・助言（オンラインMC）体制の整備が求められている。

しかし、都道府県の下、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救急救命士等が実施する応急手当・救急救命処置や搬送手段の選定等について、①医師の指示・助言②事後検証③教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、早急に住民の目線からのMC体制づくりを推進すべきである。

今年5月に都道府県MC協議会を統括する「全国メディカルコントロール協議会連絡会」が発足した。国として各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、地域のMCにおける課題や先進事例等について、しっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきである。このような対応を進めることにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速、的確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図るべきである。

よって、国におかれては、次の事項について早急に実施するよう強く要望する。

- 1 全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること。
- 2 メディカルコントロール協議会を充実させるための財源措置の増大を図ること。
- 3 オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること。
- 4 救急救命士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること。
- 5 救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河	野	洋	平	殿
参議院議長	江	田	五	月	殿
内閣総理大臣	福	田	康	夫	殿
総務大臣	増	田	寛	也	殿
厚生労働大臣	舩	添	要	一	殿

京都府議会議長 家元丈夫

原爆症認定問題の早期解決に関する意見書（案）

原爆被爆者の援護については、これまでから被爆者援護法に基づき、国において様々な対策が講じられてきたところであるが、原爆症の認定については、現在、国に対し認定申請を却下された被爆者から、却下処分の取り消しや認定基準の見直しを求める多くの訴訟が提起されている。

このような状況に対し、今年8月、当時の安倍首相は、認定制度について見直しを行うことを表明し、現在、厚生労働省において、専門家による検討機関を立ち上げ、認定基準等の見直しが進められている。

広島及び長崎に原子爆弾が投下されて62年が経過し、被爆者が高齢となる中、原爆の放射線が原因と思われる多重がんなどの重篤な疾病と闘いながら不安な日々を送っている被爆者に対し、一刻も早い対応が望まれるところである。

よって、国におかれては、被爆者援護法の趣旨を踏まえ、原爆症認定問題の早期解決を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河	野	洋	平	殿
参議院議長	江	田	五	月	殿
内閣総理大臣	福	田	康	夫	殿
総務大臣	増	田	寛	也	殿
厚生労働大臣	舛	添	要	一	殿

京都府議会議長 家元丈夫

(独) 都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅) 居住者の居住の安定を求める意見書(案)

平成19年6月22日に「規制改革推進のための3か年計画」が閣議決定された。その中で、公営住宅階層の居住者が大半を占める(独) 都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)については、地方公共団体に譲渡するなどして機構の業務から切り離すこととされたところである。

また、同時期に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」においては、都市再生機構を含めた「独立行政法人整理合理化計画」を今年中に策定することが盛り込まれるという状況の中で、現入居者は、今のまま安心して住み続けることができるのかどうか、不安を抱いている現状にある。

よって、国におかれては、平成15年の「(独) 都市再生機構法」案の議決時や本年の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」案の議決時における附帯決議を踏まえ、旧公団住宅が住宅セーフティーネットとしての機能を果たすとともに現居住者の居住の安定確保を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 都市再生機構の見直し及び規制改革の推進に際しては、居住者の意見の反映に努めること。
- 2 住宅の再生・活用計画の策定にあたっては、事前に当該団地自治会等と話し合い、合意を得るように努めること。
- 3 家賃設定・家賃改定に当たっては、入居者にとって過大な負担とならないよう十分配慮し、住宅セーフティーネットとしての役割の充実に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
国土交通大臣	冬柴鐵三	殿
規制改革担当大臣	岸田文雄	殿

京都府議会議長 家元丈夫

福祉・介護の人材確保対策の充実に関する意見書（案）

社会福祉事業については、離職率が高く、労働移動が激しい業種であることから、社会福祉施設等においては常態的に求人募集が行われている一方で、従業者の平均給与は、他の分野を含む全労働者の平均給与と比較すると低い水準となっており、介護現場での常態的な人手不足は一刻の猶予もできない切実な問題となっている。

また、このような慢性的な人手不足の中では、従事者の研修や資質向上のための時間的・人的余裕がなく、日々多様化・高度化していく介護ニーズに対応することが困難な状況にある。

さらに、介護保険制度における介護や生活支援を必要とする高齢者が急増することにより、介護従事者の必要数は、平成16年の約100万人から平成26年には最大で160万人に膨らむものと見込まれている。

このような中で、安定的に質の高い福祉・介護人材の確保・養成を図ることは喫緊の課題であることから、国におかれては次の事項について早急に対策を講じられるよう強く要望する。

- 1 次期介護報酬の改定にあたっては、介護職員等の給与水準の確保を図るとともに施設等の経営実態を踏まえた適切な介護報酬の設定を行うこと。
- 2 福祉・介護の人材の確保・養成に向けて、雇用管理の改善に取り組む事業者への支援を拡充するとともに、介護・福祉労働のイメージアップを図るなどの総合的な人材確保対策を早急に講ずること。
- 3 障害福祉の分野においては、福祉人材のキャリアと能力に見合った給与体系を構築できる自立支援給付費の報酬単価の設定を行うこと。
- 4 児童福祉の分野においては、職員配置の実態に即した人件費が支弁されるよう職員配置基準等の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河	野	洋	平	殿	
参議院議長	江	田	五	月	殿	
内閣総理大臣	福	田	康	夫	殿	
総務大臣	増	田	寛	也	殿	
財務大臣	額	賀	福	志	郎	殿
厚生労働大臣	舩	添	要	一	殿	

京都府議会議長 家 元 丈 夫

後期高齢者医療制度等に関する意見書（案）

2006年6月、国会において成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保健制度が廃止され、代わって新たな後期高齢者医療制度が、京都府内すべての市町村が参加する「広域連合」を運営主体に2008年4月から施行される。

この制度においては、被保険者一人ひとりに保険料が賦課されるが、この保険料は、都道府県単位の医療費水準と連動することとされ、また人口構成に占める後期高齢者の比率が高まるにつれて、保険料による負担の割合が高まる仕組みも併せて導入された。

75歳以上を対象としたこの後期高齢者医療制度の導入に向けた京都府後期高齢者医療広域連合の第1回定例議会において、1人当たり平均保険料が年額8万2500円となる保険料の条例が可決されるなど、府内においても準備が進められている。

一方、後期高齢者の生活は、一層厳しさを増してきており、本制度による保険料の負担は大変重いものとなる。

新たな後期高齢者医療制度は、「その心身の特性や生活実態等を踏まえる」という法成立の趣旨を踏まえ、後期高齢者の健康と生命を守りうるものでなければならない。

こうした中、被用者保険の被扶養者について保険料の徴収凍結等の措置が講じられ、2009年4月以降も引き続き検討することとされたところであるが、保険料の負担及び医療の確保については、十分な配慮が求められるところである。

よって、国におかれては、次の事項を含む施策の実現を行うことを要望する。

- 1 高齢者が将来にわたって適切な負担で、安心して医療を受けることができるよう、世代間・世代内の公平、持続可能性、給付と負担のあり方なども踏まえつつ、更なる制度のあり方について検討を行うとともに、検討の結果、必要となる財源は、国において確実に措置すること。
- 2 低所得者の負担軽減を図るため、保険料の軽減判定の仕組みについて、保険料の賦課方法と整合が取れたものとなるようにすること。
- 3 地域や特定の診療科の医師不足を解消し、地域間医療格差の是正のために、財政措置を含めた必要な措置を講じること。
- 4 後期高齢者を対象とした新たな診療報酬体系については、必要かつ十分な医療が確保できるものとなるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河	野	洋	平	殿
参議院議長	江	田	五	月	殿
内閣総理大臣	福	田	康	夫	殿
総務大臣	増	田	寛	也	殿
財務大臣	額	賀	福	志郎	殿
厚生労働大臣	舩	添	要	一	殿

京都府議会議長 家元丈夫

診療報酬請求事務のオンライン化に関する意見書（案）

医療機関が保険診療を行った際に提出する診療報酬請求書・明細書（レセプト）について、電子的手法を用いるオンライン請求の導入が決定し、平成23年度以降は、全医療機関にオンライン請求が義務化されることとなった。

これにより、医療におけるIT化が推進され、医療保険事務全体の効率化が図れることとなる一方、地域で開業している医師の中には、オンライン請求に必要な機器への投資等の費用負担などから、廃業を検討する医師が出てくるとも言われており、医師確保対策が全国的な課題となっている中、地域医療への影響も懸念されているところである。

また、通信回線の問題や認証を含むセキュリティー対策など、オンライン化に当たって解決すべき課題も指摘されている。

よって、国におかれては、これらの課題を早期に解決するとともに、オンライン請求が困難な小規模診療所等に対する配慮を検討するなど、医療現場が混乱に陥ることのないよう、適切な対応を図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長 河野洋平 殿  
参議院議長 江田五月 殿  
内閣総理大臣 福田康夫 殿  
厚生労働大臣 舛添要一 殿

京都府議会議長 家元丈夫

原油価格の高騰に関する対策を求める意見書（案）

最近の原油価格は、一部産油国の政情不安や中国をはじめとする各国の石油需要の拡大、投機的売買の加熱等を反映して高水準で推移し、国民の間には石油の安定供給の確保、価格の上昇に対する不安が広がっている。

このようなことから、国においては、去る12月11日に、中小企業等への業種横断対策や漁業、農林業などへの業種別対策、石油製品の安定供給確保、地方の生活関連対策などが盛り込まれた「原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への対策の強化について（基本方針）」が決定されたところである。

価格高騰が、十分な価格転嫁を行いがたい漁業、農業、運送業はもとより、中小企業をはじめとするあらゆる産業に与える影響は計り知れず、更には、冬期を迎える中での灯油、ガソリン等の価格上昇は、国民生活にも一段と影響を及ぼすことは必至であり、このままの状況で推移すると我が国経済は深刻な事態に陥りかねない。

よって、国におかれては、我が国経済や国民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、「基本方針」に盛り込まれた対策を早急を実施するとともに、あらゆる制度の活用により、中小企業をはじめとする関係事業者などに対するきめ細かで総合的な対策を、的確に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
経済財政政策担当大臣	大田弘子	殿
資源エネルギー庁長官	望月晴文	殿

京都府議会議長 家元丈夫